

道央廃棄物処理組合議会の所管に係る情報公開条例施行規則

(平成26年4月11日議会規則第3号)

(趣旨)

第1条 この規則は、道央廃棄物処理組合情報公開条例（平成26年道央廃棄物処理組合条例第13号）第21条の規定により、道央廃棄物処理組合議会の所管に係る公文書の公開について必要な事項を定めるものとする。

(公開の手續、方法等)

第2条 道央廃棄物処理組合議会が行う情報公開の手續、方法等については、管理者の所管に係る公文書の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。